

第6章 作業間の連絡調整等

6. 1 作業間の連絡調整とは

「作業間の連絡調整」とは、混在作業による労働災害を防止するために、元方事業者が次に掲げる一連の事項の実施等により行うものである（H18.2.24 基発第 0224003 号）。

- ① 各関係請負人が行う作業についての段取りの把握
- ② 混在作業による労働災害を防止するための段取りの調整
- ③ ②の調整を行った後における当該段取りの各関係請負人への指示

化学会社の事業所構内の一つの製造プラントの区切り（例えばエチレンプラントエリア）等の同一場所で、化学会社や協力会社など複数の事業者が、工事種別ごとの指揮系統で別々に（異なる請負契約で）並行作業をするような場合、安全上相互に影響を及ぼす場合が考えられ、作業間の連絡調整と措置が必要となる。例えば、同じ製造プラント内での上方と下部で同時に機械工事と電気工事を رفتたり、塗装工事をしている近くで溶接作業をする等の並行作業では、作業する時間をずらしたり、火花が飛ばないように養生をする等の安全措置や作業手順を、事業者間で事前に連絡調整し、周知しておく必要がある。

SDM に限らず、日常保全や後述の SDM への移行作業等においても上記の連絡調整体制は必要（安衛法第 30 条の 2）で、「製造業元方指針」第 2 の 2 では、作業間の連絡調整が必要となる場合と連絡調整措置の具体的な内容を例示している（図 6. 1、表 6. 2）。

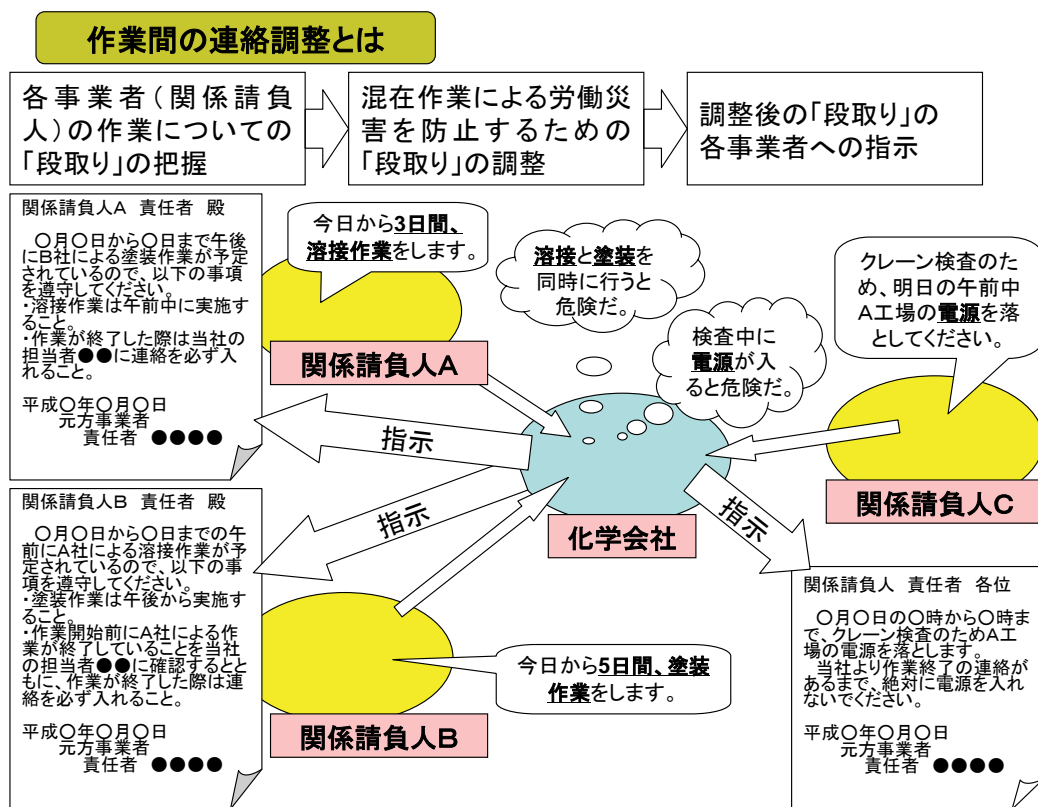


図 6. 1 作業間の連絡調整のイメージ（製造業元方指針及び厚労省の解説リーフレットより）

表6. 2 作業間の連絡調整の具体例（製造業元方指針施行通達）

作業間の連絡調整が必要となる場合	具体的な連絡調整措置
ア 一の作業に用いられる一連の機械等について、ある関係請負人が運転を、別の関係請負人が点検等を行う場合	それぞれの作業の開始又は終了に係る連絡、作業を行う時間帯の制限等の措置
イ 複数の関係請負人がそれぞれ車両系荷役運搬機械等を用いた荷の運搬等の作業を行う場合	作業経路の制限、作業を行う時間帯の制限等の措置
ウ ある関係請負人が溶鉱等の高熱溶融物の運搬等周囲に火災等の危険を及ぼす作業を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合	周囲での作業に係る範囲の制限等の措置
エ ある関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を、別の関係請負人が溶接作業を行う場合	通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置
オ ある関係請負人が物体の落下を伴うおそれのある作業を、別の関係請負人がその下の場所で別の作業を行う場合	落下防止措置に関する指導、物体の落下のおそれがある場所への立入り禁止又は当該場所で作業を行う時間帯の制限等の措置
カ ある関係請負人が別の関係請負人も使用する通路等に設けられた手すりを取り外す場合、設備の安全装置を解除する場合等	その旨の別の関係請負人への連絡、必要な災害防止措置についての指導等の措置
キ ある関係請負人が化学設備を開放し、当該化学設備の内部に立ち入って修理を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合	化学物質等の漏洩防止に関する指導、作業を行う時間帯の制限、法第31条の2の化学物質等の危険性及び有害性等に関する情報の提供等の措置
ク その他、元方事業者と関係請負人及び関係請負人相互が混在作業を行う場合	当該混在作業によって生ずる労働災害の防止を図るために必要な措置

